

監査総合グループ第7回考査 試 験 問 題

注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 1 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 3 答えは、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については3桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。**黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。**
- 4 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 5 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 6 **問題に関する質問には一切応じません。**
- 7 試験時間は2時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 8 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は**机の上に置いて使用してください**。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。**試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験無効とします。**
- 9 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 10 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 11 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 13 **不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。**
- 14 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

(答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例)

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと

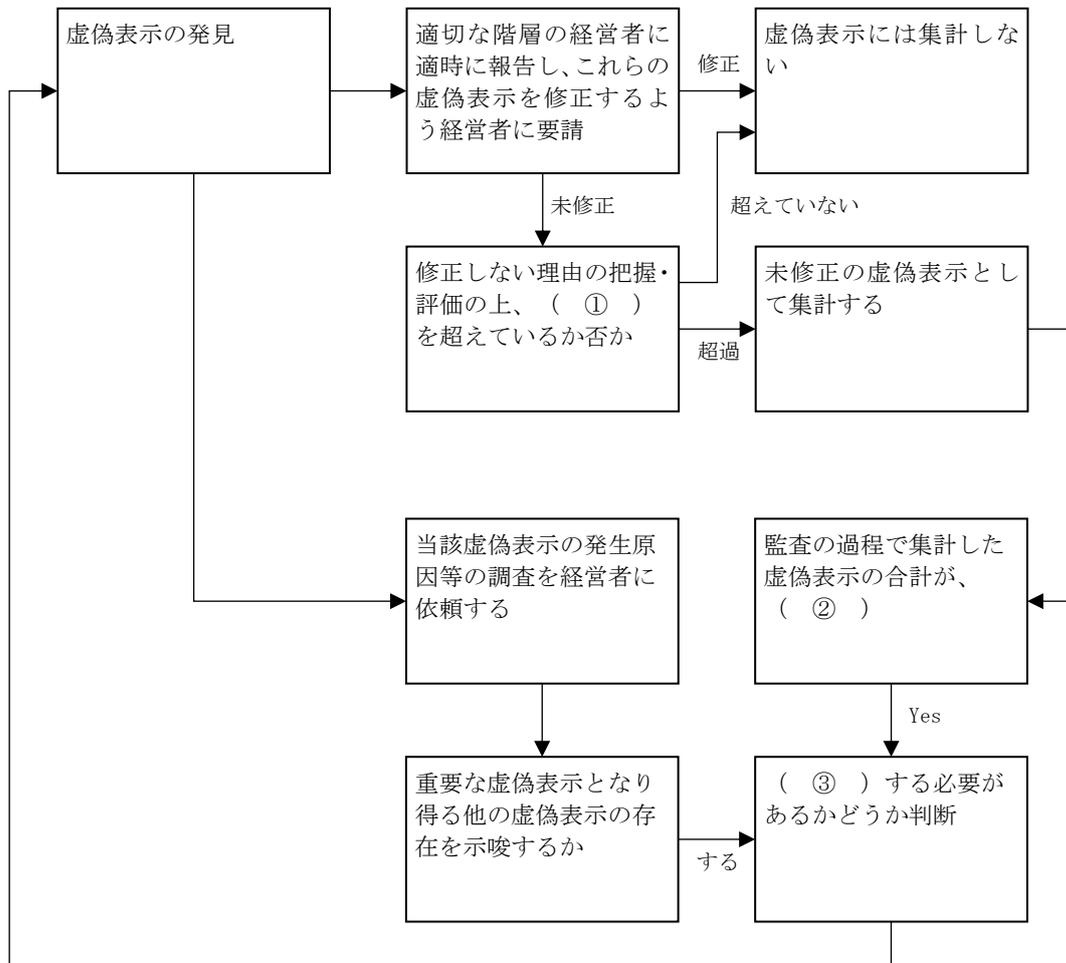
	所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)									
	東京	番号	2	0	2	5	0	1	2	3	4
氏名	会計 太郎	0	⊙	●	⊙	⊙	●	⊙	⊙	⊙	⊙
1		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	●	⊙	⊙	⊙	
2		●	⊙	●	⊙	⊙	⊙	●	⊙	⊙	
3		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	●	⊙	
4	<注意> 補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	●	
5	※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。	⊙	⊙	⊙	●	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
6	※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと。	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
7		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
8		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
9		⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	

問題 1 監査の結論及び報告【配点 30 点】

問 1 財務諸表監査における虚偽表示の評価に関する以下の問いに答えなさい。

- (1) 以下の〔資料 1〕は、監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」を基に、監査手続において虚偽表示を発見した際のフローの概要である。空欄①～③に当てはまる文言として、最も適切なものを〔語群〕から選択し、カタカナで答えなさい。

〔資料 1〕 識別された虚偽表示への対応フロー図



〔語群〕

ア：重要性の基準値	イ：手続実施上の重要性	ウ：明らかに僅少な額
エ：重要性の基準値を超過している	オ：重要性の基準値に近づいている	
カ：手続実施上の重要性を超過している	キ：手続実施上の重要性に近づいている	
ク：重要性の基準値を修正	ケ：監査計画を修正	コ：不正リスクシナリオを修正

- (2) 監査人は、未修正の虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、当該虚偽表示が、個別に又は監査の過程で集計した他の虚偽表示と合わせて検討した結果、重要であると評価することがある。関与先が多額の借入を行っている場合、当該評価に影響を与えると考えられる状況を 1 つ答えなさい。

問2 監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」において、後発事象は「決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象のことをいう」とされている。また、後発事象は、その性質から「修正後発事象」と「開示後発事象」に分類される。

〔資料1〕の定義を参考に、次の①～③のケースが「修正後発事象」、「開示後発事象」、「後発事象に該当しない」のいずれに該当するか、該当するものを解答用紙に○で囲みなさい。また、「開示後発事象」に該当するケースの場合には、どのような事象を開示すべきかについても簡潔に答えなさい。

〔資料1〕 定義

- ・修正後発事象：発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象
- ・開示後発事象：発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象

時期 ケース	決算日以前	決算日後 監査報告書日まで	監査報告書日後
①	—	新株の発行に関する 取締役会決議	新株の払込み
②	新株の発行に関する 取締役会決議	新株の払込み	—
③	新株の発行に関する 取締役会決議	—	新株の払込み

問3 継続企業の前提に関する以下の問いに答えなさい。

(1)あなたは、創薬事業を営むA株式会社（以下「A社」という。）の会社法及び金融商品取引法監査を担当している。現在、残高及び開示に対する監査手続が概ね完了したことから、「継続企業の前提」の評価に関する監査手続を実施することとした。A社による継続企業の前提に関する評価結果は〔資料1〕のとおりである。A社の評価について、〔資料2〕～〔資料4〕も参考に、監査上も同意できると判断する場合には○、同意できないと判断する場合には×を記入し、そのように考えた理由も簡潔に答えなさい。

なお、本問においては、以下とする。

- ・検討対象は、A社の「評価結果」のみとし、A社の評価手法、評価の過程等は対象外とする（例えば、「A社の評価は結論のみであり、当該結論に至った検討が不明である／文書化がなされていない」等は対象外のため不正解とする）。
- ・〔資料2〕、〔資料3〕の情報に誤りはないものとする。
- ・〔資料3〕に記載のない項目は、A社にとって重要性がないものとする。
- ・本問に記載されている事項以外は考慮しないこととする。

[資料1] A社による継続企業の前提に関する評価

当期末の決算における継続企業の前提の評価において、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しない」と評価している。

[資料2] A社の概況

- ・ A社はいわゆるバイオベンチャーである。子会社はない。
- ・ A社は設立してから現在まで、継続して研究開発段階にあることから、収益に先行して、研究開発費を中心に多額の費用が発生している状況にある。
- ・ A社の当期（2026年3月期）を含む直近3年間の主要な財務諸表項目の推移は[資料3]のとおりである。
- ・ A社は翌期以降も、当面は当期と概ね同水準の業績になると見込んでいる。

[資料3] 財務諸表概要

※2024年3月期～2026年3月期の下記財務数値について、財務諸表利用者は今後公表予定のA社の有価証券報告書から確認することが可能である。

	2024年3月期 (実績)	2025年3月期 (実績)	2026年3月期 (実績)	2027年3月期 (計画)
【損益計算書】				
売上	7	10	8	12
販売費及び一般管理費	120	165	160	175
（うち、研究開発費）	108	149	141	156
営業利益（△は損失）	△113	△155	△152	△163
当期純利益（△は損失）	△114	△142	△140	△163
【貸借対照表】				
総資産	2,765	2,621	2,462	2,295
（うち、現金預金）	2,650	2,513	2,369	2,218
総負債	125	123	104	100
（うち、有利子負債）	—	—	—	—
純資産	2,640	2,498	2,358	2,195
営業キャッシュ・フロー	△118	△145	△158	△161
投資キャッシュ・フロー	10	5	8	5
財務キャッシュ・フロー	4	3	6	5

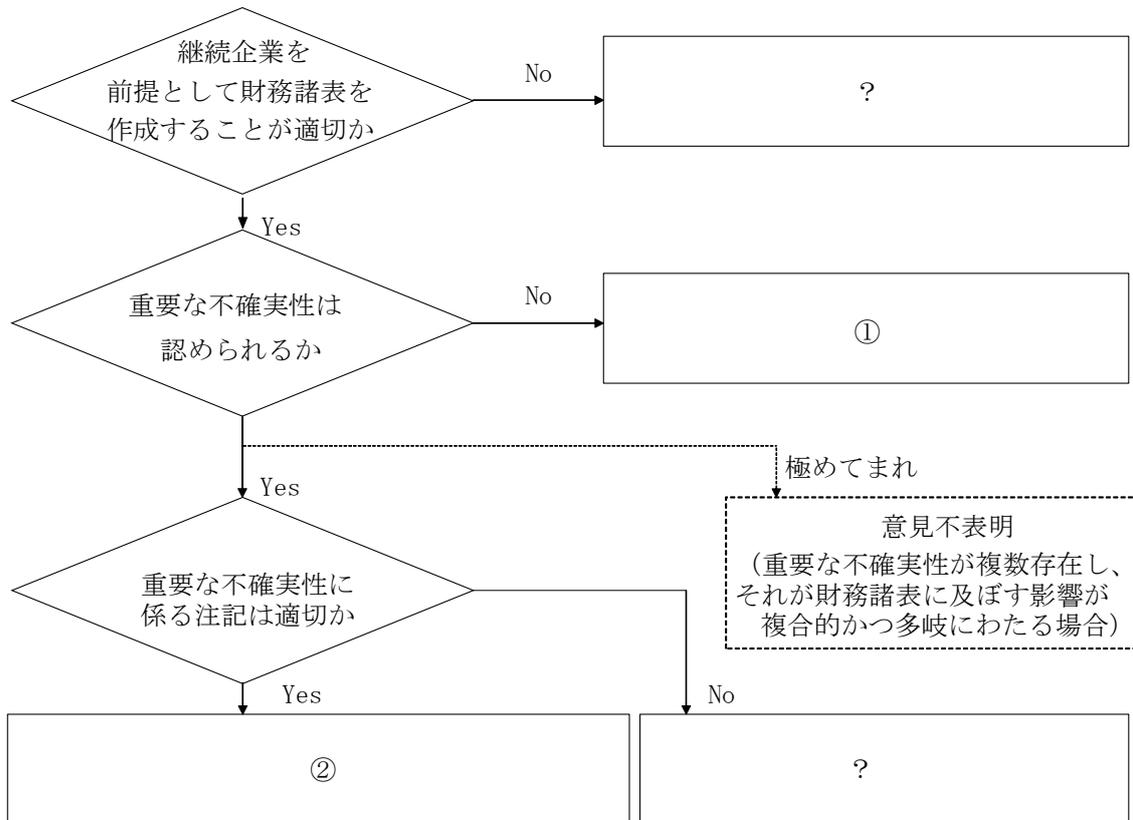
[資料4] 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の抜粋

（継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第74号））

<財務指標関係>

- ・ 売上高の著しい減少
- ・ 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
- ・ 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上
- ・ 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上

(2)以下は、継続企業の前提と監査意見の関係性をまとめたものである。空欄①、②に当てはまる監査意見の種類を【語群】から選択し、カタカナで答えなさい。なお、同じカタカナを二度使用しても構わない。



【語群】

ア：無限定適正意見 イ：限定付適正意見 ウ：不適正意見 エ：意見不表明

問4 監査基準報告書580「経営者確認書」において、経営者確認書は「特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、経営者が監査人に提出する書面又は電磁的記録による陳述」とされている。経営者確認書に関する以下の問いに答えなさい。

(1) B株式会社(以下「B社」という。)は3月決算会社であり、グロース市場に上場している単体決算会社である。今は、B社の金融商品取引法監査(以下「金商法監査」という。)の最終段階である2026年6月10日である。[資料1]はスタッフが作成したB社の金商法監査に係る経営者確認書の草案である。主査であるあなたは[資料1]を査閲したところ、明らかに修正が必要と考えられる箇所を3か所発見した。

当該3か所が記載されている区分について、「記」より前であれば㉞~㉟を、「記」より後であれば項番を記載することで特定した上で、修正が必要な事項を簡潔に答えなさい。なお、経営者確認書の入手の前提となるB社に関する情報は[資料2]のとおりであり、これ以外の要素は考慮しない。

(2) 未修正の虚偽表示を識別した場合、明らかに僅少なものを除き、当該未修正の虚偽表示の要約を記載するか又は添付することが必要とされている。[資料1]は、7項の記載から、識別した未修正の虚偽表示を添付書類に記載していると考えられる。

以下の[資料3]の記載は、経営者確認書の本紙内に、未修正の虚偽表示の要約を記載することとした場合の記載の一部である。[資料3]の空欄①に記載すべきと考えられる文言を[資料4]の未修正の虚偽表示の内容を基に答えなさい。

[資料1] 経営者確認書草案

区分

⑦	----- 2026年6月15日
	B 株 式 会 社
	代表取締役社長 会 計 次 郎 殿
	経理担当取締役 協 会 晴 美 殿
①	XYZ有限責任監査法人
	指定有限責任社員 公認会計士 実務花子
	業務執行社員
	指定有限責任社員 公認会計士 補習太郎
	業務執行社員
⑦	本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。
	記
	財務諸表
	1. 私たちは、2025年7月1日付けの(2026年3月期に係る)監査及び期中レビュー契約書に記載されたとおり、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成する責任(継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。財務諸表は、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
	2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
	3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
	4. 関連当事者との関係及び取引は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。
	5. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表に重要な影響を及ぼす事象はありません。
	6. 財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。
	7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。
	～～以下、省略～～

[資料2] B社に関する情報

- ・ B社は2025年3月期に上場したため、当期(2026年3月期)は内部統制監査を免除されている。
- ・ 当期の金商法監査の監査報告書日は2026年6月19日を予定している。
- ・ 監査チームは2026年6月15日に[資料1]の経営者確認書草案をB社に提示予定である。
- ・ 当期の有価証券報告書において、「重要な後発事象」に関する注記を記載している。
- ・ 上記以外に、監査報告書日まで新たに考慮すべき事象等は発生していない。
- ・ 当期に識別した未修正の虚偽表示は[資料4]に記載の事項のみである。当該未修正の虚偽表示は当期の金商法監査の意見形成に影響を及ぼすものではない。

[資料3] 未修正の虚偽表示に関する確認項目

7. (①) であることを承知しております。未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表全体に対して重要ではないものと判断しております。

[資料4] 識別した未修正の虚偽表示の内容とあるべき修正仕訳

(識別した未修正の虚偽表示)

法定実効税率の計算が誤っていたことにより、繰延税金資産と法人税等調整額がそれぞれ50百万円過大となっている。

(あるべき修正仕訳(※))

(借) 法人税等調整額 50百万円 / (貸) 繰延税金資産 50百万円

(※) 監査上、未修正の虚偽表示として識別したもので、B社は上記仕訳を入力していない。

問5 以下の[資料1]は、C株式会社(以下「C社」という。)に対して、発行を予定している金融商品取引法監査に係る監査報告書の草案である。以下の問いに答えなさい。

- (1) [資料1]の空欄①～④に当てはまる適切な表題を[語群]から選択し、カタカナで答えなさい。また、空欄⑦に当てはまる適切な文言を答えなさい。
- (2) 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」において、「強調事項」区分は「財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分」とされている。[資料2]は、C社の有価証券報告書における注記案の一部であるが、監査チームは、当該注記に対し、監査報告書において「強調事項」区分を設ける必要があると判断した。

[資料2]を踏まえ、監査チームが作成した強調事項の文案が[資料3]である。

[資料3]の空欄⑤に当てはまる適切な文言を答えなさい。

- (3) [資料4]は、監査人が監査報告書において「強調事項」区分を設けることが必要と判断した場合における「強調事項」区分の記載箇所を説明したものである。

[資料4]の空欄⑥～⑧に当てはまる適切な表題又は語句を[語群]から選択し、カタカナで答えなさい。なお、同じカタカナを二度使用しても構わない。

[語群] (1)、(3) 共通

ア：連結財務諸表監査における監査人の責任	イ：監査上の主要な検討事項		
ウ：監査意見の根拠	エ：監査意見	オ：利害関係	カ：報酬関係情報
キ：その他の記載内容	ク：前	ケ：後	コ：前後いずれか

独立監査人の監査報告書及び (㉞)

2026年6月23日

C株式会社
取締役会 御中

αβγ有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	実務三郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	補習礼子

<連結財務諸表監査>

(①)

～省略～

(②)

～省略～

(③)

～省略～

(④)

～省略～

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

～以下、省略～

[資料2] 監査人が「強調事項」区分を設ける必要があると判断した注記案

重要な後発事象

2026年5月14日に、当社の第二工場で火災が発生し、操業を停止しています。影響額は現在算定中です。

[資料3] 「強調事項」の文案

強調事項

重要な後発事象注記に記載されているとおり、(⑤)。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

[資料4] 「強調事項」区分の記載箇所の説明

(⑥) 区分が監査報告書において記載されている場合、「強調事項」区分に含まれる情報の(?)に基づいて、「強調事項」区分は、(⑦)区分の(⑧)に記載する。

問題2 会計上の見積りの監査【配点20点】

問1 以下の会計事象のうち、会計上の見積りの要素を含まないものを[選択肢]から2つ選び、カタカナを答えるとともに、そのように判断した理由をそれぞれ答えなさい。

[選択肢]

- ア：固定資産の減損の認識ステップにおいて使用される割引前将来キャッシュ・フロー
- イ：製品保証引当金の計算において使用する過去実績に基づく保証率
- ウ：履行義務の充足に応じて収益を認識する際に使用する進捗度
- エ：固定資産の減価償却費計算において使用する償却方法（定額法又は定率法）
- オ：企業結合において取得した資産又は負債の公正価値評価
- カ：貸借対照表上の負債の部における資産除去債務の長短分類（流動負債又は固定負債）

問2 以下は、監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」の抜粋である。会計上の見積り及び関連する注記事項について、監査人がアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際に考慮しなければならないとされている次の文章のうち、空欄①～③に当てはまる固有リスク要因を答えなさい。

- (1) 会計上の見積りが（ ① ）の影響を受ける程度
 - (2) 以下の事項が（ ② ）、（ ③ ）又はその他の固有リスク要因の影響を受ける程度
 - ・会計上の見積りを行う際に使用する見積手法、重要な仮定及びデータの選択と適用
 - ・財務諸表に計上される経営者の見積額と関連する注記事項の選択
- （ ① ）とは、正確に測定することができないという性質に影響される程度のことであり、他の固有リスク要因に影響する。
- （ ② ）とは、見積りを行う過程に固有の（ ② ）であり、例えば、使用されるデータの識別、取得、アクセス又は理解が本質的に困難である場合に生じることがある。
- （ ③ ）とは、会計上の見積りを行う際に使用する見積手法、仮定及びデータの選択と適用に際して経営者による判断が必要になる程度をいう。

問3 監査人は、経営者がどのように会計上の見積りを行ったかを検討する際、経営者が使用した見積手法、重要な仮定及びデータの選択及び適用に関連する重要な虚偽表示リスクに対応するため、リスク対応手続を立案し実施することが求められている。このうち、重要な仮定に関するリスク対応手続として、監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」に記載されている以下の文章の空欄①～④に当てはまる文言を答えなさい。

- 重要な仮定に関するリスク対応手続は、以下の事項に対応するものでなければならない。
- (1) 重要な仮定が、適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうか。また、過年度からの変更がある場合には、当該変更が適切であるかどうか
 - (2) 重要な仮定の選択に関する判断が（ ① ）が存在する兆候を示していないかどうか
 - (3) 監査人が監査の過程で得た知識に基づき、重要な仮定が相互に（ ② ）しており、他の会計上の見積り又は企業の事業活動における他の領域で使用した仮定と（ ② ）しているかどうか
 - (4) 該当する場合、経営者が特定の行動方針を実行する（ ③ ）とその（ ④ ）を有しているかどうか

問4 製造業を営むT社は、主力製品αについて、販売後1年以内に発生した不具合に対して無償修理を行う保証制度を設けており、各期末において翌期1年間に発生する修理対応に要する費用を見積もり、製品保証引当金を計上することとしている。

主力製品αに関する製品保証に関する前期及び当期の実績並びに当期末における翌期の経営者の見積りは以下のとおりである。

	前期の実績	当期の実績	翌期の予想 [シナリオA]	翌期の予想 [シナリオB]
修理対象台数	25,000台	22,000台	20,000台	20,000台
平均修理費用	3,100千円/台	2,900千円/台	3,000千円/台	3,000千円/台
修理発生率	1.1%	1.3%	1.2%	0.8%
引当金計上額	?	?	720,000千円	480,000千円
過年度の見積りの確定額	852,500千円	829,400千円	—	—

※ 引当金計上額は、(修理対象台数×平均修理費用×修理発生率)で算出している。
 ※ 平均修理費用は、過年度と同程度の単価となると見込んでいる。

[シナリオA]：予想修理発生率は、過年度と同程度となると見込んで、1.2%とする。

[シナリオB]：予想修理発生率は、以下の経営者の主張に基づき、0.8%とする。
経営者の主張：当期の後半に出荷された製品は、品質管理体制を強化した結果、修理発生率が低下する見込みである。したがって、過去実績よりも低い修理発生率を用いることが合理的である。

(1) T社の監査人であるあなたは、T社の製品保証引当金の見積りの監査に関して、経営者がどのように会計上の見積りを行ったかを検討するために、経営者が使用した見積手法、重要な仮定及びデータを識別することが求められている。以下の[選択肢]のうち、重要な仮定に該当するもの、データに該当するものをそれぞれ1つずつ選び、カタカナで答えなさい。なお、複数該当する場合には、本問において相対的に最も重要と考えられるものを選択すること。

[選択肢]

- ア：翌期の修理対象台数
- イ：平均修理費用の予測
- ウ：修理発生率の予測
- エ：引当金計上額
- オ：引当金算出方法（修理対象台数×平均修理費用×修理発生率）

(2) T社の経営者が[シナリオA]に基づいて製品保証引当金を計上したケースにおいて、以下の[見積関連項目]について、実施すべき具体的な監査手続を簡潔に答えなさい。

[見積関連項目]

- ・修理対象台数
- ・平均修理費用
- ・修理発生率
- ・過年度の見積りの確定額

(3) T社の経営者が[シナリオB]に基づいて製品保証引当金を計上したケースにおいて、[シナリオA]を選択したケースと比較して、監査人が職業的懐疑心をより一層発揮すべき状況であると考えられる。このように考えられる理由を、当該事例の内容に即して答えなさい。

問題3 企業組織再編の会計実務【配点 15 点】

問1 P社はS1社とS2社の株式の100%を保有し、いずれも連結子会社としている。S1社とS2社はX1年4月1日にS1社を存続会社、S2社を消滅会社とする吸収合併を行い、S1社は対価としてS1社株式100株をP社に交付した。当該企業結合について、以下の問いに答えなさい。

[前提条件]

1. P社のS1社及びS2社に対する支配は一時的ではない。
2. 合併期日の前日におけるS1社株式100株の時価は2,500である。
3. 合併期日の前日におけるP社、S1社及びS2社の個別貸借対照表は次のとおりである。

P社個別貸借対照表(X1年3月31日)			
S1社株式	1,200	資本金	3,000
S2社株式	1,000	利益剰余金	4,200
諸資産	5,000		
合計	7,200	合計	7,200

S1社個別貸借対照表(X1年3月31日)			
諸資産	2,000	資本金	1,500
		利益剰余金	500
合計	2,000	合計	2,000

S2社個別貸借対照表(X1年3月31日)			
諸資産	400	資本金	300
		利益剰余金	100
合計	400	合計	400

4. P社の連結財務諸表において、S1社及びS2社の支配を獲得した際の時価評価に起因して、諸資産の帳簿価額を修正している。修正後のS1社の諸資産の帳簿価額は2,100、S2社の諸資産の帳簿価額は450である。
5. S1社は吸収合併において増加すべき株主資本のうち200を資本金とし、残額は全て資本剰余金とする。
6. 税効果は考慮しないものとする。

(1) S1社において、当該企業結合は、取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引のいずれに分類されるか答えなさい。また、そのように判断した理由を企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」における定義にあてはめて答えなさい。

(2) 合併直後のP社個別財務諸表において計上されるS1社株式の金額を答えなさい。

(3) 合併直後のS1社個別財務諸表を解答用紙にならって完成させなさい。金額がゼロの場合は「0」と解答すること。

問2 事業分離における会計処理に関して、以下の①～④の文章を読み、それぞれの場合について、X社の個別財務諸表において移転損益（交換損益）を認識する又は移転損益（交換損益）を認識しない、のいずれか適当なものを選び○をつけなさい。なお、以下の文章に記載している以外の継続的関与はないものとする。

- ① X社はY社の株式をその他有価証券として保有している。Y社はZ社を存続会社とする吸収合併を行い、X社に対してZ社株式が交付された。X社はZ社株式をその他有価証券に分類した。
- ② X社はY社の株式を子会社株式として保有している。Y社はZ社を存続会社とする吸収合併を行い、X社に対してZ社株式が交付された。X社はZ社株式をその他有価証券に分類した。
- ③ X社は会社分割によりa事業をY社に移転した。対価としてY社の株式のみを受け取った結果、Y社はX社の関連会社となった。
- ④ X社とY社はP社の子会社である。X社はY社に対してa事業を譲渡し、対価としてY社の株式を受け取った。X社はY社株式をその他有価証券に分類した。

問3 事業分離日の属する事業年度の前期末（事業分離日の前日における仮決算を含む。）において、分離元企業から移転する事業に係る資産及び負債の一時差異に対して計上する繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、以下の①及び②について、勘案する又は勘案しない、のいずれか適当なものを選び○をつけなさい。なお、投資は清算されたと考えられているものとする。

- ① 分離元企業における事業分離日以後の将来年度の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等
- ② 分離先企業の将来年度の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等

問題4 税金・税効果【配点20点】

以下の各問においては、我が国における税金及び税効果に関する会計基準等に基づいて解答すること。

問1 あなたはA社の監査チームの一員として、税金・税効果関連科目の監査を担当することになった。期末決算を迎えるにあたり、A社と監査チームとで、会計論点をすり合わせる事前ミーティングを実施したところ、経理部長が以下の発言をした。

税効果に関連する事項について、発言①は監査上、発言②及び③は会計上留意すべき点がある。留意すべき点をそれぞれ具体的に答えなさい。なお、前提としてA社の繰延税金資産の回収可能性に係る会社分類は「3」であり、連結財務諸表作成会社であるが、グループ通算制度を採用していない。

経理部長の発言①
当期の会計上の論点である、固定資産の減損における認識判定についてです。本日の事前ミーティングのため提出した中期事業計画においては、当期に新たに開始した新事業の収益が含まれていますが、減損を検討するうえでは、当該新事業の収益性に不確実性があるため、新事業に関する収益を除外したうえで認識の判定を行う予定です。
経理部長の発言②
当社の100%子会社のB社ですが、業績が回復せず、当期末において繰延税金資産の回収可能性における会社分類を「4」から「5」に変更する必要があると考えます。分類5では、繰延税金資産の回収可能性がないと考えられるので、特に一時差異のスケジューリングを行うことなく、今までB社で計上していた繰延税金資産を全額取り崩す予定です。
経理部長の発言③
当期の後発事象の一つとして、事業整理を進めていた国内製造子会社のC社の売却取引が期末日後に先方と合意される予定です。C社の株式は当社が保有していますが、過年度において1円まで評価減済みであり、先方と合意予定の売却価額も重要性がないことから、重要な後発事象として開示するほどの事象ではないと判断しています。

問2 以下の[資料及び前提条件]に基づき、法定実効税率、法定実効税率とD社の税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳、及び税効果会計適用後の法人税等の負担率について、税率差異分析表の①～⑤に当てはまる適切な数値を答えなさい。なお、比率は小数点以下第1位まで記載し、法定実効税率にマイナスの影響を与える項目については、数値に△を付すこと。

[資料及び前提条件]

1. D社の決算日は3月31日である。
2. 法定実効税率は30.0%である。
3. D社のX1年3月期の法人税等及び税効果会計に関する資料は次のとおりである。

(ア) 損益計算書抜粋 (単位：百万円)

税引前当期純利益	50,000
法人税、住民税及び事業税	20,600
法人税等調整額	△2,700
法人税等合計	17,900
当期純利益	32,100

(イ) 主な税率差異分析用資料 (単位：百万円)

X1年3月期発生 of 将来減算一時差異合計	9,000
交際費 (永久に損金に算入されない項目)	7,000
寄付金 (永久に損金に算入されない項目)	2,000
受取配当金 (永久に益金に算入されない項目)	3,500
住民税均等割	1,400

税率差異分析表

法定実効税率	30.0 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	① %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	② %
住民税均等割	③ %
その他	④ %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	⑤ %

問3 以下の文章について、正しければ解答欄に○を、誤りがあれば×を記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

- (1) 決算日後に税率の変更があった場合、修正後発事象として変更後の税率で繰延税金資産及び繰延税金負債を計上する。
- (2) 税務調査が行われ、過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等について、更正等により追加で徴収される可能性が高く、当該追徴税額を合理的に見積ることができる状況となった。しかしながら、追加で徴収される可能性が確実とまでは言えないことから、当該追徴税額は当期の損益に計上する必要はないと判断した。
- (3) 連結決算手続における未実現損益の消去に係る税効果については、例外的に繰延法が適用されている。未実現利益の消去に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異は、売却元の連結会社において売却年度に納付した当該未実現利益に係る税金の額を繰延税金資産として計上する。計上した繰延税金資産については、当該未実現利益の実現に応じて取り崩す。当該繰延税金資産については、その回収可能性を判断しない。なお、繰延税金資産の計上対象となる当該未実現利益の消去に係る将来減算一時差異の額については、売却元の連結会社の売却年度における課税所得の額を上限とする。

問4 以下は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業の分類のうち、「分類3」に関する説明である。空欄①～④に当てはまる適切な語句を答えなさい。

分類	要件	回収可能性の判断
分類3	<p>次の要件をいずれも満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去（3年）及び当期において、一時的な原因により生じたものを除いた課税所得（負の値となる場合を含む。）が（①）している。 ● 過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても（②）が生じていない。 <p>ただし、次の要件をいずれも満たさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去（3年）において、（②）の（③）となった事実がある。 ● 当期末において、（②）の（③）が見込まれる。 	<p>将来の合理的な見積可能期間（おおむね（④）年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p>

問題5 職業倫理【その2】（精神的独立性の保持）【配点15点】

問1 以下の[事案]を読み、公認会計士X及び補助者Y、Zの行動について、どのような点に問題があるか。 「倫理規則」（最終改正2024年7月18日）において遵守すべき5つの基本原則のうち、「誠実性の原則」と「客観性の原則」に関連付けてその問題点を解答用紙にならって答えなさい。

[事案]

公認会計士Xは上場会社A（以下、「A社」という。）の主査である。今日は、補助者（公認会計士試験合格者）であるYとZと3名でA社に往査に来ている。現在は期末監査の期間中である。

Yは、担当している科目の監査手続を実施する過程において疑問が生じた場合、まずはインターネットから積極的に情報を収集するとともに、AI活用による情報収集も行っている。そして、それらの情報をもとに担当科目で生じた疑問について、主査に相談することもなく特に問題はないと判断している。

Zは、担当している科目の監査手続の実施中に複数の疑問が生じたが、自身が担当している他のクライアントと同様の方法である点、リスク評価、監査手続についても前期と同様である点を考慮し、主査に相談することもなく特に問題はないと判断している。

Xは、複数社の上場会社の主査を担当している。当該往査期間中、A社の会議室においてA社以外の担当会社とのオンライン会議に出席し、音声はミュートしていたものの、PC画面は第三者に見られる環境であり、Xも時折、YやZ、さらにA社の経理部職員がいる中で発言をしていた。

また、A社の減損会計の検討は、主査であるXが担当しているが、XはA社の所属する業界を担当するのは初めてであった。業界の理解は不十分ではあったが、会社資料は非常に見栄えがよくしっかり作成できている心証を持った上で、検討過程が前期と同様であったので、特に問題はないと判断した。

その後、A社担当5年目の業務執行社員に指摘され、Xはあらためて減損会計を検討した結果、A社の検討及び処理は不十分だと判断した。

しかし、Xは主査として、「チーム及び監査法人に不利な結果をもたらす可能性がある」と判断し、業務執行社員に相談することなく、A社の判断を許容することとした。

問2 「倫理規則」で会員が遵守することが求められている基本原則5つのうち、「誠実性の原則」と「客観性の原則」以外の3つの名称とその定義を答えなさい。なお、倫理規則において定義が複数項に分けられているものについては、そのうち1つを解答すればよい。

問3 「倫理規則」における、基本原則の遵守や独立性に関する要求事項の遵守に対する阻害要因の説明に関して、空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

(1) (①)

金銭その他の利害を有していることにより、会員の判断又は行動に不当な影響を与える可能性があること。

(2) (②)

会員が現在実施している活動の一環として判断を行うに当たって、当該会員自身又は当該会員が所属する会計事務所等若しくは所属する組織の他の者が過去に行った判断又は実施した活動の結果に依拠し、それらを適切に評価しない可能性が生じること。

(3) (③)

会員が、その客観性が損なわれるほど、依頼人又は所属する組織の立場を支持する姿勢を示すこと。

(4) 馴れ合い

会員が、依頼人又は所属する組織と長期又は密接な関係を持ち、会員がそれらの者の利害に過度に捉われること、又はそれらの者の作業を安易に受け入れること。

(5) 不当なプレッシャー

現実に生じているプレッシャー又は予見されるプレッシャーにより、会員が不当な影響を受け、客観的に行動できなくなること。

以上